

会 議 録

1 会議名

上越市民生委員推薦会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 一斉改選による民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（非公開）

3 開催日時

令和元年8月27日（火）午前10時00分から

4 開催場所

春日謙信交流館 第1会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

議題については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる内容のため非公開としました。

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：大山仁（委員長）、板垣島美子、荒梅日出代、江村奈緒美、歌川孝、
河合康

（欠席 石田裕一）

・事務局：福祉課 北島課長、加藤副課長、高橋主任

8 発言の内容

(1) 開会

(加藤福祉課副課長)

ただ今から上越市民生委員推薦会を開催いたします。

本日は、ご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます健康福祉部福祉課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

(2) あいさつ

(加藤福祉課副課長)

はじめに、当委員会の委員長であります市健康福祉部の大山部長から、挨拶を申し

上げます。

(大山委員長)

皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今紹介のありました、上越市健康福祉部長の大山でございます。よろしくお願いいたします。

今年の夏も暑かったと思いますが、だいぶ秋を感じさせる過ごしやすい季節になってきたかなと思います。そうした中、推薦会の開催に当たりまして、本日は3年に1度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選の時期を迎えているということで、推薦に当たり各々の審議をいただくことで、お集まりいただいたものでございます。また、皆様福祉業務にご協力いただいておりますことにお礼申し上げます。

民生委員・児童委員、主任児童委員におかれましては、日ごろから高齢者や障害のある人など援助を必要とする方への相談・支援活動にご尽力いただいております。そのような中、現在、民生委員・児童委員 389 人、主任児童委員 36 人、総勢 425 人の委員の皆さんが厚生労働大臣から委嘱されています。

活動につきましては、地域に根差した活動ですので、今回の一斉改選に当たりましても、住民との信頼関係が重要であることから、地元町内会長さんをお願いする中で、候補者の選定に当たってきたところでございます。

このたび各町内会から次期委員候補者の内申書を提出いただき、本日の推薦会におきましては、そうした委員の推薦に伴うご審議をいただきたいと思っております。忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

(加藤福祉課副課長)

それでは、続きまして委員の紹介に入らせていただきます。

お手元の資料、上越市民生委員推薦会委員名簿をご覧ください。私の方からご紹介をさせていただきます。

まず、こちらの民生委員法第8条に基づきまして、皆様から推薦会委員をしていただいております。選出区分としましては、実は今の民生委員法には、この区分はございません。旧法の第8条に1号から7号まで規定がございましたが、当上越市民生委員推薦会では、この選出区分を引き続き継続いたしまして、この7名の方から委員を

していただいております。

【名簿の順に沿って紹介】

本日お集まりの委員の皆様と委員長の任期ですが、本年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。どうぞよろしくお願ひします。なお、委嘱状は、恐縮ですが皆様のお手元に置かせていただきました。

協議に入る前に推薦会の運営について、私の方から説明させていただきます。

資料は「民生委員推薦会委員について」をご覧ください。

民生委員法の抜粋ですが、第5条で、民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することになっています。厚生労働大臣の委嘱の前に都道府県知事が、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴くという手続きがございます。その県の審議会では市の推薦会が推薦した者を審議するという手続きがありまして、本日の上越市民生委員推薦会の位置付けは、県の審議会に出す前段の市の決定をするための会議というふうにご理解いただきたいと思います。

また第6条には推薦に当たっての基準が記載されております。民生委員について、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童福祉法の児童委員としても適当である者、こちらの方を推薦いただくという形になっております。事前にお配りしました名簿、それから本日追加で配布しました名簿及び推薦書に基づきましてご審議いただきたいと思います。

それでは、これより協議に移ります。これからの進行につきましては、民生委員法施行令第3条の規定により、大山委員長から議長になっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(4) 協議

非公開

(5) 閉会

(加藤福祉課副課長)

以上を持ちまして、本日の会議を閉会させていただきます。

なお、事前にお配りした候補者の名簿及び推薦書、そして本日の追加資料につきましては、個人情報になりますので、お持ち帰りいただかないようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課 福祉総務係 TEL : 025-526-5111 (内線 1147)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。